

## 令和 8 年度「中核機関」事業計画

認知症や障がい等により、判断能力が低下した方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見センターあきる野を設置し、権利擁護支援を図る。

また、中核機関として、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能等の各機能をさらに充実させ、成年後見制度のさらなる利用促進を図る。

### 1 広報機能

#### (1) 講座の開催

##### ア 「終活」講座

日 時 令和 8 年 6 月 2 5 日（水）午後 2 時から 3 時 3 0 分まで

講 師 行政書士

定 員 3 0 人程度

##### イ 「認知症と知っておきたい法律問題」講座

日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 2 時から 3 時 4 5 分まで

講 師 弁護士

定 員 3 5 人程度

##### ウ 「相続の基礎知識」講座

日 時 令和 8 年 1 0 月 2 2 日（水）午後 2 時から 3 時 3 0 分まで

講 師 司法書士を予定

定 員 3 0 人程度

##### エ 「相続税・贈与税」講座

日 時 令和 8 年 1 2 月 9 日（水）午後 2 時から 3 時 3 0 分まで

講 師 税理士を予定

定 員 3 0 人程度

(2) 既存のパンフレットを見直し作成する。また引き続きパンフレットの配布や広報紙、ホームページやフェイスブックを利用した周知活動を行う。

### 2 相談機能

#### (1) 成年後見制度に関する相談対応

ア 成年後見制度の利用相談

イ 福祉サービス利用に関する専門的な相談

- ウ 福祉サービスの利用に際しての苦情相談
- エ 判断能力不十分な人々の権利擁護相談
- オ その他

(2) 司法書士による成年後見制度専門相談会の実施  
奇数月の第2火曜日に開催予定（年6回）

(3) 弁護士による福祉法律相談会の実施  
偶数月の第2火曜日に開催予定（年6回）

### 3 成年後見制度利用促進機能

(1) 受任調整（マッチング）支援

ア 支援検討会議の開催

- 第1回 令和8年5月27日（火）
- 第2回 令和8年7月28日（水）
- 第3回 令和8年9月29日（火）
- 第4回 令和8年11月24日（火）
- 第5回 令和9年1月26日（火）
- 第6回 令和9年3月23日（火）

緊急ケース等の対応がある場合は、臨時で開催する。

イ 親族後見人の申立てや親族後見人候補者の支援

(2) 地域連携ネットワークの構築

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制を整備

地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、医療機関や行政機関等と連携し、速やかに必要な支援に結び付けられるよう体制を整備する。また体制整備のため、地域の関係機関や専門職等と情報交換等を行う。

イ 本人を支援者や後見人等とともに支える「チーム」による対応

本人の状況に応じ、親族や福祉・医療・地域の関係者がチームとして関わる体制づくりを構築し、必要に応じて支援者会議を呼びかける等の対応を行う。

(3) 地域福祉権利擁護事業等関連制度との連携

ア 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へのスムーズな移行

イ 地域福祉権利擁護事業の対象拡大

判断能力を有する要支援・要介護高齢者及び身体障がい者等を対象に福祉サービス利用

援助事業及び日常的金銭管理サービス、書類預かりサービスを実施する。

ウ 市長申立て担当課等との連携

#### (4) 市民後見人養成に向けての準備

市民後見人養成について、近隣の市町村の動向等の情報収集を行い、今後の実施に向けスケジュールや事業内容の検討を行う。また、その内容をあきる野市へ報告し、実施に向け意見交換等を行う。

### 4 後見人等支援機能

#### (1) 後見人等のサポート

後見人等や被後見人の希望や状況に応じて、定期的な情報共有を図るとともに、支援会議の参加や相談に対応し、必要に応じて同行訪問等を行う。

#### (2) 親族後見人のサポート

親族後見人の相談に対応するとともに、必要に応じて親族後見人連絡会の開催や、選任後のアンケートを実施し、親族後見人のニーズの把握に努める。

### 5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能

成年後見制度の利用促進や地域における権利擁護支援を行うため、中核機関として市と連携を図りながら、市が設置したあきる野市成年後見制度利用促進協議会に事務局として出席する。

### 6 オンラインを活用した相談支援体制の整備

中核機関の相談支援体制の充実を図るため、ウェブ会議ツール等を利用したオンラインの活用を推進する。

具体的には、成年後見制度の相談を受ける際や、相談会、支援会議、講座等、状況に応じて、オンラインを活用し、対応する。

# 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会

## 令和8年度法人後見事業 事業計画

令和7年4月より法人後見事業を開始し、認知症や障がい等により判断能力の低下した方の生活や権利を守るため、本会が法人として成年後見人等を受任し、成年被後見人等の支援を行う。

### 1 法人後見業務の実施

#### (1) 法人後見受任に関する相談対応

- ア 成年後見制度の利用相談
- イ 申立ての支援
- ウ チームの体制づくり及び支援
- エ 成年被後見人等の後見業務の実施

### 2 法人後見運営委員会

#### (1) 法人後見運営委員会の開催

##### 第1回

日時 令和8年6月3日（水）午後3時から4時30分まで

内容 法人後見受任ケースの検討について  
受任ケースの報告と今後の支援について

##### 第2回

日時 令和8年10月7日（水）午後3時から4時30分まで

内容 法人後見受任ケースの検討について、法人後見事業の状況及び課題について、  
受任ケースの報告と今後の支援について

##### 第3回

日時 令和9年2月3日（水）午後3時から4時30分まで

内容 法人後見受任ケースの検討について、法人後見事業の状況及び課題について、  
受任ケースの報告と今後の支援について

### 3 広報

#### (1) 法人後見事業の周知

- ア 説明用のチラシを作成し、窓口に設置
- イ 関係者等から要望があった際に、法人後見事業の説明を行う。

- (2) 既存のパンフレットを見直し、法人後見事業についても掲載し作成する。また引き続きパンフレットの配布や広報紙、ホームページやフェイスブックを利用した周知活動を行う。

#### **4 地域福祉権利擁護事業や関係機関との連携**

- (1) 地域福祉権利擁護事業との連携
- ア 地域福祉権利擁護事業利用者の法人後見へのスムーズな移行の支援
  - イ 西多摩ブロック地域福祉権利擁護事業担当者会議での法人後見業務の情報共有
- (2) 成年被後見人等を支援者とともに支えるチーム体制の構築